

税率

① 法人税割の税率

6.0%

② 均等割の税率

法人等の区分		税率 (年 額)
資本金等の額	市内の事業所等の 従業者数の合計数	
50 億円を超える法人	50 人 超	3,000,000 円
	50 人 以下	410,000 円
10 億円を超え 50 億円以下の法人	50 人 超	1,750,000 円
	50 人 以下	410,000 円
1 億円を超え 10 億円以下の法人	50 人 超	400,000 円
	50 人 以下	160,000 円
1,000 万円を超え 1 億円以下の法人	50 人 超	150,000 円
	50 人 以下	130,000 円
1,000 万円以下の法人	50 人 超	120,000 円
	50 人 以下	50,000 円
上記以外の法人	—	50,000 円

(注) (1) 資本金等の額は、法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額または、平成27年4月1日以後に開始する事業年度については、地方税法第292条第1項第4号に規定する額で、無償増資、無償減資等の調整後の金額となる。また、上記の金額が資本金及び資本準備金の合算額に満たない場合は、資本金等の額は資本金及び資本準備金の合算額となる。

(2) 資本金等の額の判定日は、確定申告書にあっては期末現在、仮決算をした場合の中間申告書にあっては計算期間の末日現在、予定申告書にあっては前事業年度の末日現在。